

## 井手小学校樹木伐採作業仕様書

1. 事業名 井手小学校樹木伐採作業
2. 履行場所 綴喜郡井手町大字井手小字野神 地内
3. 履行期間 契約日の翌日から平成30年12月27日
4. 業務内容 位置図に示す①～④の樹木の伐採を行う。位置図④の樹木の伐採については、JR西日本と近接工事協議のうえ実施する。業務上生じた枝葉等は、法令を遵守し適切に処理すること。また、伐採は履行期間中に学校と協議のうえ実施すること。
5. 伐採方法 伐採木の伐採高は原則として地際（概ね地上10cm以内）とする。伐採後芽が出てくることがないように対策を施すこと。原則、人力昇樹工による伐採とし、安全に実施すること。ただし、安全を確保できる工法であれば、他の工法でも可能とする。伐採により転倒落下など周辺設備等に被害を及ぼす恐れがある場合は、吊し伐り等の適切な処置を行うこと。位置図④の伐採については、有資格の工事管理者1名及び列車見張員2名（※）を配置し、列車の運行に支障をきたさないよう作業を行うこととし、伐採方法は、特記仕様書のとおりとする。ただし、JR西日本との協議のうえ変更等が生じる場合がある。  
※有資格の工事管理者および列車見張員とは、社団法人日本鉄道施設協会が認定する各資格者に必要な資格認定証を有し、かつ、西日本旅客鉄道株式会社が実施する「鉄道に関する技術上の基準に定める省令第10条に基づく教育訓練を受験し、合格した者をいう。
6. 負担区分 業務遂行に必要な用具・重機及び資材等は受注者の負担とする。ただし、学校の電気、水に関しては使用することができる。
7. 安全の確保 受注者は、業務遂行について適切な安全対策を施し、事故のないように万全の注意を払うこと。校庭利用者等への安全対策も実施すること。本仕様書に基づく業務遂行上における労働災害の適用については、受注者が負担する保険とする。

8. 提出書類
- (1) 業務予定表  
業務の作業予定表を提出し、発注者と協議の上、安全に業務を行うこと。
  - (2) 業務写真  
着手前、業務完了時等の状況が確認できる写真を添付すること。
  - (3) 資格証のコピー  
列車見張員および工事管理者の資格証のコピーを業務着手前に提出すること。
9. その他
- この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

## 特記仕様書

位置図④にかかる伐採方法については、以下のとおりとする。

- 1) 工法は人力昇樹工とし、枝を少しずつ切り取り、手渡しで地上に降ろすこととし、線路内への落下を阻止する手立てを講じること。
- 2) 伐採については、ラフタークレーンで吊しながら、クレーンの耐荷重に余裕がある程度の大きさで少しずつ行う。
- 3) 作業については、昼間の作業とし、有資格の工事管理者1名及び列車見張員2名(※)を配置させ、列車運行を確認したうえで、列車通行時及び通行前後は作業を中断することとする。
- 4) 安全設備については、架線等への防護工は必須としないが、落下物等の危険がないよう施工すること。

※有資格の工事管理者および列車見張員とは、社団法人日本鉄道施設協会が認定する各資格者に必要な資格認定証を有し、かつ、西日本旅客鉄道株式会社が実施する「鉄道に関する技術上の基準に定める省令」第10条に基づく教育訓練を受験し、合格した者をいう。